

図書館の自由に関する宣言（抜粋）

1979改訂 社団法人 日本図書館協会

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

第1 図書館は資料収集の自由を有する。

第2 図書館は資料提供の自由を有する。

第3 図書館は利用者の秘密を守る。

第4 図書館はすべての検閲に反対する。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。



平成 23 年 11 月発行

鎌倉市中央図書館

〒248-0012 鎌倉市御成町20-35

☎ 0467 (25) 2611